

会社設立後の諸手続（1）－設立時の届出関係

会社を設立した場合には、一定の期間内に税務署・都道府県税事務所・市町村役場に対し、法人設立関係の届出書を提出しなければなりません。

それをまとめたものが次の表です。

提出先	提出書類	添付書類等	提出期間
税務署	設立届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の写し ・ 登記簿謄本 ・ 株主名簿の写し ・ 設立当初の貸借対照表 ・ 本店所在地の略図等 	設立登記の日から2ヶ月以内
	青色申告の承認申請書		最初の事業年度終了の日の前日又は、設立の日から3ヶ月を経過した日の前日のいずれか早い方の日
	給与支払事務所等の開設届出書		事務所開設日から1ヶ月以内
	源泉所得税の納期の特例の申請書 ※給与等の受給者が常時10人未満の場合 1～6月分 → 7/10 7～12月分 → 1/10 又は 1/20		特例を受けようとする法定納期限の前々月末日
道府県市町村	設立届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の写し ・ 登記簿謄本 ・ 株主名簿の写し等 	